

第3章 タイにおける条約締結制度改革 2007年憲法 第190条の立法過程

著者	青木 まき
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	601
雑誌名	タイの立法過程：国民の政治参加への模索
ページ	121-150
発行年	2012
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00011340

第3章

タイにおける条約締結制度改革

——2007年憲法第190条の立法過程——

青木 まき

はじめに

条約は、締結した当事国政府の行動を規律する国際的な合意であり、国際法によって規律される。また、条約は各国の国内法体系に編入されることで、国内法としてその国家の領域内に住む個々人の権利や義務の行使に影響する。議会制民主主義国においては、国内法は、国民の意思を反映させる手続として立法府（議会）での審議が行われ、承認を得た後に発効される。では条約の場合、誰が誰の意思を代表して作成し、どのような手続を経て発効されるのだろうか？

条約についての統一的な規則である「ウィーン条約法条約」は、条約に効力を生じさせるための手続として、署名、条約文書の交換、批准、受諾などを定めている（第11条）。実際に世界の例をみると、条約締結手続は歴史上ながらく行政府（あるいは国家元首）の専管事項として扱われ、条約の多くは政府から全権委任を受けた代表による署名や文書交換などの手続のみによって発効されてきた。しかし現代では、多くの国で条約の正式な受諾の前に立法府が条約案を審議し、国内法体系に編入させる手続（批准）を義務づけるようになった。

タイもまた、1932年の立憲革命以来、歴代の憲法のなかで条約締結に関す

る規定を設けてきたが、それらは行政府に大きな裁量をもたせるものだった。ところが現行の2007年タイ王国憲法（以下、2007年憲法と略す）では、条約締結について大幅な変更が加えられ、行政府の条約締結権に対するコントロール手段が強化されたのである。その結果、現在タイでは条約交渉を担当する政府の裁量の範囲を問う議論が勃発し、それが原因となって国内外の政治状況を大きく動揺させている。具体的に問題となっているのは、2007年憲法第190条のもとで、国会の批准を必要とする条約（国会承認条約）の判断基準が曖昧なままになっていること、そして新たに盛り込まれた条約締結のための手続のうち、憲法裁判所による条約の違憲審査が争争の手段として頻繁に使われるようになったという事実である。こうした状況を改善するべく、2009年には国会で第190条の修正を含む憲法改正案が提出されたが、連立与党間の政治的駆け引きにより、反対多数で否決された。第190条の定義をいかに具体化し、効率的な国際関係運営と民主的な国内統治のバランスをとっていかのかをめぐって、今後の動向が注視される。

本章では、条約締結過程における権力配分が近年タイ政治にとって重要な意味をもちつつある状況を踏まえて、2007年憲法による条約締結制度改革の過程を追跡する。なぜ2007年憲法は、条約締結過程へのコントロール手段を強化したのだろうか？ 言い換えると、政府優位だった条約締結手続を議会や裁判所がコントロールするような制度が誰によって、なぜ希求され、どうやって実現したのか？ 本章はタイの事例分析を通じ、条約締結制度改革の動機と背景について考察する。

第1節 条約締結手続をめぐる問題と研究状況

一般的に、条約は国内法秩序に編入されないかぎり、国内的な効力をもたない。編入の手続について、世界各国の憲法が定める方式は、おおむね以下の2つに整理される。

①条約の内容を個別の国内法の制定または包括的な憲法規定を介して変形し、適用する方式（変型方式）。

②条約をそのままの形で国内法として受容し、執行する方式（一般的受容方式）。

一般的受容方式を採用する場合も、どのような条約がこの方式で編入されるべきかという問題は、各国の国内法に基づいて解決する例が多い。たとえば、アメリカでは上院あるいは裁判所がこれを判断するほか、日本では憲法第73条第3号によって一般受容されるべき条約を定めている。

冒頭で触れたように、条約の編入手続はかつて国家元首、または行政府の専管事項として処理されてきた。しかし、議会制民主主義の成立と普及を経た今日では、一部の例外を除き、行政府が外交処理権に基づいて条約内容を提示、交渉、確定（署名）する段階と、立法府が条約を審査、承認（批准）する2つの段階から成るのが一般的となった。これを条約締結権の二元化という。こうした仕組みのもとで政府が条約を締結し、対外行動と国内統治とを円滑に行うためには、議会で批准を得るべき条約の範囲について法律であらかじめ定め、行政府と立法府が果たすべき役割の分担を明らかにしておく必要がある（山本 [1985: 100]）。たとえば、日本国憲法は、国会の立法権に関わる内容の条約（実施に際して新たな国内立法をとらなう条約、領土権・施政権の変更を内容とする条約、租税に関わる条約）や、財政事項を含む条約を国会承認条約として定めている（日本国憲法第41条、第85条）。また、そのほかに国家間の関係を法的に律する政治的に重要な条約も国会の審議・承認が必要である⁽¹⁾。

このように、立法府による条約の批准とは、国内で円滑に実施できるよう条約の内容を国内法と照らして点検するための措置として扱われてきた（田中 [1991]）。その一方、近年は民主的制度構築との関連で、条約締結過程における行政府と立法府、そして司法府の権限配分という問題に人々の関心が集まりつつあることに、本章は注目する。

各国の条約締結過程を分析した先行研究としては、欧米およびラテンアメ

リカ諸国の条約締結・履行過程を比較検討したリーゼンフィールドとアボットによる業績 (Riesenfeld and Abbott eds. [1994]) がある。同書は、各国の憲法が定める立法条約の範囲と行政府の権限を明らかにした後、条約形成過程を主体間で利害を調整し内容を作成する交渉 (negotiation)、議会で審議を行う締結・批准 (conclusion)、そして条約を解釈し実施する履行 (operation) の3段階に分け、それぞれの段階で各国の議会および裁判所が実際にどう関わっているのかを比較した。結論として、いずれの国のケースでも締結・批准段階における立法府の影響が増大しつつあることを同書は指摘している。

リーゼンフィールドらが指摘した立法府の権限拡大という現象を肯定的にとらえ、そこから逆に、行政府中心の条約締結手続を「民主主義的な欠陥」を抱えるものとして批判するのが、ハリントンによる研究 (Harrington [2005]) である。条約締結による立法は、一般的受容方式にみられるように、必ずしも議会 (国民) の承認を経て成立するとは限らない。また、連邦国家の場合、条約は通常、地方議会の意思を問うことなく中央政府によって締結される。「民主主義的欠陥」とは、このように、主権者である国民の意思に必ずしも問われることなく条約が締結されかねない制度を批判する概念である。

ハリントンは、この「欠陥」を埋めるべく行われたカナダの条約締結手続改革と、そのモデルとなったイギリス、オーストラリアの事例を取り上げている。たとえば、カナダでは、1926年から1966年まで署名前にすべての条約案を国会提出する慣行があったが、その後はしばしば行政府の判断により国会承認を経ることなく発効するケースが続いていた (Harrington [2005: 480-481])。こうした状況に対し、ハリントンはイギリスの条約締結に関する慣習を参照しつつ、条約に関する情報は批准前の段階で議会に十分公開されるべきだと主張する。

ハリントンが参照したイギリス議会では、近年さらに改革が進んでいる。従来、同国では条約締結に際し、条約案の内容を上下院合同審議の21日前までに議会提出文書として提示することを慣例としていた。これをポンソンビ

ー・ルール (Ponsonby Rule) という。この慣例の下では、上下院いずれかが条約案を否決したとしても、その決定は条約締結に対しなんら法的効力をもたなかった。しかし、2010年に行われた改革および統治法制定によって、以後は下院の決議に反して政府が条約に署名することが違法となった(河島[2010])。つまり、条約締結手続に対する議会審査権は、少なくともイギリスおよび旧英領諸国の例をみるかぎり、制度として強化されつつある様子があるかがわかる。

後に詳しく述べるとおり、タイでもまた条約締結過程における行政府と立法府、司法府との関係のあり方が議論されるようになった。では、このように世界各地で立法府の関わる条約が増えてきた背景には、いかなる事情があり、誰が関わっているのだろうか。こうした問いに対するひとつの事例研究として、本章はタイにおける条約締結手続改革の問題に取り組むものである。

さて、タイの条約締結過程に関する研究論文として、ここではチャトゥロン (Jaturon [1996])、およびチュムポット (Jumphot [2009]) を挙げておく。前者は、1997年憲法以前の条約締結手続についてまとめた研究であり、2007年憲法以前の状況を知る上で示唆に富む。また後者は、チャトゥロンが提示した過去の知見を踏まえ、2007年憲法下の条約形成についてまとめた初めての研究である。同書は、主に国際法の視点から2007年憲法第190条を主要国の事例と比較している。その上で同書は、2007年憲法が立法府に行政府の条約締結権を「監視」のみならず「統制」(khuapkhum) できるほどの権限を与えていると指摘し、そのために条約(=国際法)が憲法(=国内法)によって履行を阻まれかねない可能性を危惧している (Jumphot [2009: 200-201])。チュムポットの考察は、条約締結過程における権力配分のあり方を問う点で、近年の研究と問題意識を共有している。このことから、本章では同論文の見解を参照しつつ、その後の事実展開や政治過程について整理を行う。

タイの条約締結過程に関する情報源として、本章では実務者が提供した実務に関する情報も利用する。そうした実用的資料として、本章では、元外交官による条約締結手続の概説書であるウイスートの論考 (Visoot [1990])、

および外務省条約法律局のハンドブック（Krom sonthisanya [2004]）を参照した。これらの資料は、憲法や他の法律には書かれていない実際の条約交渉、起草作業での留意点や過去の事例についての豊富な記述を含む。次節では、これらの実用的資料と論考に基づいて、タイの条約締結手続の概要を描き出すこととしたい。

第2節 条約締結に関するタイ憲法規定の変遷

2007年憲法下の条約締結過程について考察するにあたり、本節ではタイの歴代憲法の条約に関する規定を概観し、通時的な比較考察の足がかりとする。

タイでは、1932年憲法（仏暦2475年サヤーム王国憲法）で宣戦布告と平和条約締結について定めたものが、条約に関わる規定の最初の例となっている。同憲法第54条は、以下のように定める。

「第54条 国王は、宣戦布告を行い、諸外国との間で平和・停戦条約および他の条約を締結する大権を有する。

②前項の定めた宣戦布告は、国際連盟規約の規定に反しないときのみ行う。

③サヤーム国領土を変更する規定を有し、または条約実施のための法律制定を必要とする条約は、人民代表会議の承認を受けなければならない。」

人民代表会議における1932年憲法の草案審議では、議会に提出されるべき条約の範囲について議論が行われた。そこでは、すべての条約を議会に付することは政府の事務処理能力にとって著しい負担であることから、議会で審議の対象とする条約は同条第3項が定める2種類に限定するべきだという趣旨が述べられている（Record [1932: 150-154]）。以後1990年代まで、タイの憲法は基本的に国会承認条約の範囲を、領土の変更をとまなう条約および実

施のための国内法制定を必要とする条約の2つと定めてきた。たとえば、1946年憲法では、宣戦布告についての規定と条約の承認過程を定めた規定とを別個の条文に分け、以下のように定める。

「第76条 国王は、諸外国との間に、平和・停戦条約を締結し、および他の条約を締結する大権を有する。

②タイ国の領土変更をともなう規定、または条約実施のための法律制定を必要とする条約は、国会の承認を得なければならない。」

この条文は、後の1949年憲法（第154条）、1968年憲法（第150条）に引き継がれた²⁾。なお、1978年憲法制定時には、タイの国会承認条約のあり方を知る上で興味深い議論が行われている。同憲法起草委員会では、「行政府が意図的に国家や国民の利益を度外視し、売国的行為を行うことを防ぐ」ため、平和・停戦協定についても国会承認条約にいれるべきとの意見が委員から出た。この意見に対し、他の委員は「行政府が即時的に時局に対応できるようにするため」、これらの条約については国会承認不要とすることを主張した。仮に当該停戦協定によって相手方に領土の一部を譲り渡す必要が生じたとしても、協定の内容を履行するためには「第2項で言及しているように、国会の承認が必要となる」ため、あえて条文に記載する必要はない、というのがその主な理由である。また、軍事同盟協定についても国会承認を義務とすべきという意見が出たが、これも原案どおり国会承認条約の例外とすることで合意している。その理由としては、「非常事態が生じた場合に（国会の承認を待っていては）時局への対応が遅れるかもしれない。また問題によっては機密性が高いことから、国会で審議することにより（条約内容が）実行できなくなる恐れがある」（カッコ内は筆者補足）との見解が述べられている（Sawasdikan [1988: 317-318]）。このように、過去の憲法制定過程での国会承認条約についての議論からは、行政および外交行動の効率性を優先し、条約締結権は行政府に委ねるという方針が長く続いてきた様子がうかがわれる³⁾。

一方で、1978年憲法制定に際し、あらたに国会承認条約の範疇に加えられた分野もあった。第162条第2項で、「タイ国土もしくは国家主権を有する領域の変更」(下線筆者)という文言を補足したのがそれである。「国家主権を有する領域」(khet athipathai haeng chat)とは、1973年の第3次国連海洋法会議で「排他的経済水域」が領域主権と異なる新たな概念として創設された経緯を反映し、挿入された文言である⁽⁴⁾。国会承認の対象となる領域の定義がより広がったことが、後に触れるカンボジアとの領土問題で大きな意味をもつこととなった。

以上のような議論が行われた結果、1978年憲法は国会承認条約について以下のように定めることとなった。

「第162条 国王は、平和条約、停戦協定、および他の条約を諸外国および国際組織との間に締結する大権を有する。

②タイ国領土もしくは国家主権を有する領域を変更する規定を有し、または条約の実施のための法律を制定しなければならない条約は、国会の承認を得なければならない。」

この規定は、1991年憲法第178条、1995年改正1991年憲法第181条、および1997年憲法第224条でも、ほぼ同様の形で継承されている⁽⁵⁾。

以上の経緯からは、2007年憲法の成立まで、タイでは憲法上国会承認条約の定義に大きな変化はなかったように見える。タイの政治体制自体が1980年代末を分水嶺に大きな転換をみせた経緯を思うと、このことには意外の感を禁じ得ない。1992年の「5月流血事件」を契機として、タイでは民主化と政治制度改革への機運が高まりをみせた。その機運を踏まえて編まれた1997年憲法は、「史上もっとも民主的な憲法」として従来の選挙・議会制度に大きな改変を加えるものだった。こうした経緯に比し、1997年憲法を含む歴代憲法の制定過程では、国会承認条約の範囲について若干の議論はみられたものの、条約締結手続のあり方など本質的な問題に踏み込む議論はほとんどみら

れなかった。

つまりタイでは、ごく最近まで条約締結を国会審議に付すのではなく、外務省条約法律局を中心とした専門家の判断に委ねてきたといえる。たとえば、1977年12月18日の閣議決定では、非政治的案件あるいは実務的な案件に限って、首相、副首相あるいはその代わりとなる担当者が締結承認する権限をもつことを定めている。また1979年3月6日および1992年7月27日の閣議決定では、内閣による条約交渉の責任者を外務省とし、同省が外国交渉団および国内関連省庁のとりまとめを行うよう指示していた。さらに国際法学者であるタンマサート大学法学部のチャトゥロン・ティーラワット (Jaturon Thirawat) は、条約締結過程でもっとも大きな権限をもっていたのは、外務省の中でも外務省条約法律局であったと指摘する。同局内には、最高裁判所長官を委員長とし、控訴裁判所所長、法制委員会事務総長、検事総長、司法大臣、外務大臣、外務省条約法律局長および副局長を委員とする「条約の法的問題審査のための特別委員会」(以下、特別委員会と略記)が設置され、条約草案の法的整合性、社会への影響などを審査する重要な役割を担っていたという (Jaturon [1996: 49])。

条約法律局の実務担当者によれば、特別委員会は、外務大臣の指名によるアドホックな組織であった。その人事はポストではなく個人の能力や外相との人脈に基づいて行われていた。興味深いことに、同委員会は1990年代に委員の大半が高齢化して引退すると、活動をほぼ停止してしまい、以後の業務は条約法律局が専門的に処理するようになったという⁽⁶⁾。タイの政策立案・運営の能力が、組織ではなく特定個人のパーソナリティに依存する場合が多いという末廣 [2000] の指摘を想起すると、条約締結過程もまたそうしたパーソナリティ依存型の仕組みに基づいて展開してきたと考えられる。つまりタイの条約締結手続は、官僚と法律の専門家集団、それもごく限られたサークルのなかの人々によって処理されてきたといえよう。

こうした政府内の専門家集団による条約締結過程運営は、柳井が指摘した「制度的保証」としての外務省条約法律局という議論を想起させる (柳井

[1991])。これは、現代の条約締結過程では、条約締結のための専門知識や技術が重要となり、そうした技術を担保する専門家集団として条約局が大きな役割を果たしている、というものである。柳井は、国際的な相互依存関係が発展した現代において、条約が国内法の改変を必要とする事例が増えてきた事実注意到を促す。こうした環境下にあつて、交渉当事者は将来起こりうる条約と国内法との抵触を想定しながら条約起草・交渉にあたる必要がある。たとえば、条約作成段階で国内法と整合的な内容の条約を起草したり、批准前に条約履行に必要な国内法改正をあらかじめ行つておくことで、国際法と国内法の抵触を回避することも考えられよう。そのために必要なのは、法的な専門的知識と立法のための技術である。タイの条約締結過程が1990年代になつても政府内の専門家集団に占められていた背景には、こうした行政運営上の技術に対する要請もあつたと考えられる。

第3節 2007年憲法による条約締結過程へのコントロール強化

1. 2007年憲法第190条の特徴

タイで最初の国民投票を経たのち2007年8月に発効した2007憲法は、前節で概観したような従来の制度を大きく修正するものとなつた。同憲法は、条約締結手続について以下のように定める。

「第190条 国王は諸外国または国際機関と平和協定、講和条約ならびにその他の条約を締結する大権を有する。

② いずれの条約も、タイ領土もしくは条約・国際法に基づいてタイ国が主権または権限を行使する領土外の区域の変更をもたらすか、条約実施のための法律を制定しなければならないか、または国の経済・社会的安定に広範な影響を及ぼすか、または国の貿易・投資、予算を拘束する重要な

内容を含むとき、国会の承認を得なければならない。この場合、国会はかかる事案を受理した日から起算して60日以内に審議を終了しなければならない。

③ 第2項の諸外国または国際機関との条約締結を進める前に、内閣は国民に対して情報を提供するとともに、意見を聴取しなければならない。また、内閣は国会に対して当該条約について説明を行わねばならない。この場合、内閣は国会の承認を求めべく、交渉の枠組みを提示しなければならない。

④ 第2項の条約に署名し批准する前に、内閣は当該条約の詳細について国民がアクセスできるようにしなければならない。また、当該条約の履行が国民および中小規模事業者に影響を及ぼす場合、内閣は影響を受ける者に対して迅速かつ適切、公正に救済または補償をしなければならない。

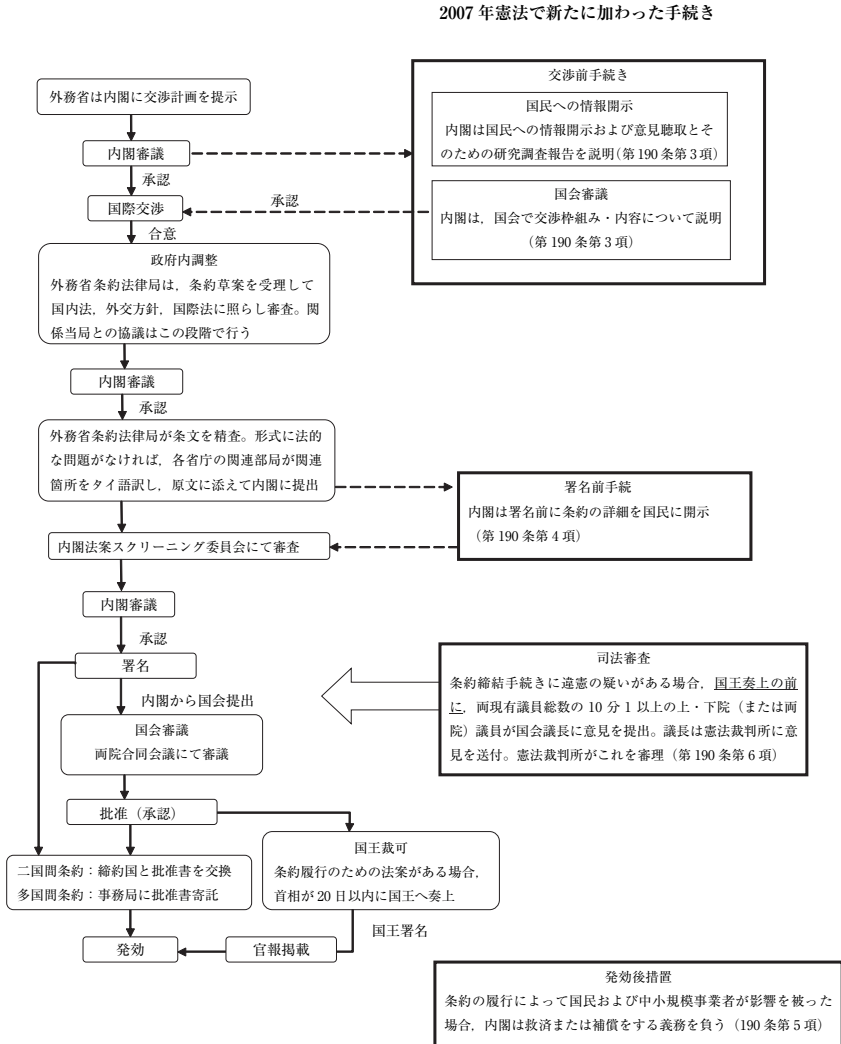
⑤ 国の経済・社会的安定に広範な影響を及ぼすか、または国の貿易・投資、予算を拘束する重要な内容を含む条約の締結段階および手続について、またかかる条約の履行によって利益を受ける者と影響を受ける者との間および国民一般の公正に配慮しつつ、かかる条約の履行によって影響を受ける者の救済または保障について定める法律を制定する。

⑥ 第2項に関して問題があった場合、その裁定は憲法裁判所の権限とする。憲法裁判所への事案の提出は、第154条(1)の規定を準用する」。

2007年憲法を制定した憲法起草議会報告書は、国民に広く影響を及ぼすような内容の協定、あるいは貿易投資に関わる条約は、国会提出から1年以内に審議を済ませ、公布しなければならないとの認識から第190条を制定した、と述べる (Khanakammathikan wisaman [2008: 184])。

すでに第2節で述べたとおり、それまでのタイの条約締結過程は、条約の専門家集団である外務省条約法局、法学者や判事などの法律専門家、関連の他省庁を中心に行われてきた。そして憲法の規定をみるかぎり、彼らによって作成された条約案の多くは、領土変更に関するものを除き、国会承認を義

図1 条約締結手続の流れ



(出所) Jaturon [1996], Visoot [1990], Krom sonthisanya [2004], および各憲法条文より筆者作成。

(注) 図では全体を明確にするため、各段階で承認された場合の流れのみを示す。

務づけられていなかった。こうした過去の規定に比べ、2007年憲法の第190条第2項は、国会承認条約の定義を大幅に拡大している。具体的には、従来の規定にもあった領域変更および国内立法をとまなう条約に加え、「国の経済・社会的安定に広範な影響を及ぼす」か、「国の貿易・投資、予算を拘束する条約」も審査対象に加えられている。

またさらに第190条は、国会承認条約の種類だけでなく締結の手続についても規定する。図1は、基本的な条約締結手続に、2007年憲法で新たに加わった(または改変された)手続を書き加えて示したものである。第190条は、交渉段階における国民への情報提供を義務化することで、交渉過程を国民が直接監視できるよう定めた。また、同条第6項では、条約締結の手続に関し違憲の疑いがあった場合、憲法裁判所が審査する旨を明記している⁽⁷⁾。また、第5項で条約締結手続に関する施行法の策定を定めている点も重要である。この施行法は「条約締結手続法案」(仏暦・・・年条約締結の手順と方法に関する法案)と呼ばれ、2007年憲法発効の直後に起草作業が始められた。同法案は、当初2009年3月に内閣から国会へ提出されたのち成立する予定だった。しかしその際、外国からの借款に関する取決めを第190条第2項の例外とする点について、野党から反対意見があがったために、取り下げられた。同法案は成立すれば条約締結過程を律するタイで初めての法律となる⁽⁸⁾。

まとめると、2007年憲法第190条に基づく条約締結のための制度は、立法府による審議、国民の直接参加、司法審査と国内法による規律の3つの手段によって、行政の条約締結権に制限を加えるものといえよう。

2. 第190条成立の政治過程

このような内容をもった2007年憲法第190条は、どのような背景を踏まえて成立したのだろうか。第190条成立の過程でもっとも興味深いのは、政府機関や司法関係者だけでなく、市民団体が強い関心を寄せ推進してきたという点である。たとえば、消費者財団(Munlanithi puea phuboriphok)、農民によ

るカーオクワン財団 (Munlanithi khaokhwan) といった NGO や、これら NGO のネットワークである FTA ウォッチ (FTA Watch) といった団体は、2007年憲法成立以前から、シンポジウムやメディアを通じた声明文の公表、時にはデモを通じて条約締結過程に関する意見を表明してきた。彼らは、タックシン・チンナワット (Thaksin Shinawatra) 政権 (2001~2006年) による自由貿易協定 (FTA) 政策への批判を契機とし、1932年憲法以来続く条約締結手続の不透明さや、立法府と世論が介在する余地のない制度を批判し、そうした制度を新憲法起草によって改革することを訴えた⁹⁾。なかでも FTA ウォッチは、2007年4月に憲法起草委員会の提案した憲法草案を不十分とし、条約締結に関する独自の条項案を提示した¹⁰⁾。この時に FTA ウォッチが提示した内容のうち、「貿易や投資、国家予算、または大幅に国の経済や社会の安定に広範な影響を与える条約は、署名の前に国会の承認を得なければならない」という項目は、5月11日の憲法起草委員会第1小委員会の会合で FTA ウォッチの代表から参考意見を聴取したのちに、7月の憲法起草会議で第190条第2項として承認された (Khanaanukammathikan [2007])。

このように市民団体が行政府の条約締結権を制限することを試み、憲法起草会議がそれを受入れた背景には、2000年代になってタックシン政権が進めたタイと諸外国との FTA 交渉と、それが社会に巻き起こした政治的対立への反省がある。タックシン首相は、経済自由化によるタイの経済的競争力強化を目指し、中国、オーストラリア、アメリカそして日本といった貿易相手国との FTA 締結交渉に乗り出した。FTA 交渉は、首相の腹心である政治家の主導のもとで官僚によって進められた (青木 [2008])。こうした政策運営に対し、タイ国内では2004年頃から NGO や農民などを中心に FTA 反対運動がおこった。FTA 交渉団の中には、経済団体の代表など民間部門からの参加者がいた。しかし FTA 反対派は、政府が消費者や農民など幅広い国民に意思表示の機会を与えないまま交渉を進めることを「非民主的」として批判した。2005年1月には、チェンマイで反グローバリズム NGO、農民、HIV 感染者支援団体らによってタイ・米 FTA 交渉反対の1万人集会が

開かれ、国民の耳目を集めた。こうした状況を踏まえ、2006年のクーデタ後に成立したスラユット・チュラーノン（Surayud Chulanont）政権では、FTA交渉過程の一部を国民に開示する方針を採った。たとえば、2006年11月にはFTAで不利益を被る恐れがある中小企業や農民への補償を検討する政府委員会が設置され、12月には日本・タイ間の二国間FTAである日・タイ経済連携協定に関する公聴会を実施し、農民や中小企業、NGOなどへの説明を行った。

2007年憲法起草委員のひとりだったソムキット・ルートパイトーン（Somkhit Lertpaitong）タンマサート大学法学部教授は、こうした状況を念頭に置き「一部の実務者がすべてを決めるのではなく、交渉と批准双方の段階で、国民に広く情報を開示する制度を作るべき」との考えから第190条第3項および第4項を挿入することにしたと述懐する¹¹⁾。交渉の段階で国民の意見を聴取し、それを交渉内容に反映させることで、後の国会審議の段階で条約案提出者である内閣と国会との意見対立を緩和し、批准を容易にすることが狙いであったという。

しかし、第3項と第4項に基づいて交渉時に国民の意見を聴取したとしても、条約締結過程で紛争が起こる可能性はある。実際に、タイでは2007年憲法発布前の2007年3月に、タイの消費者団体および農民団体が、中央行政裁判所に対して日タイFTA署名の差し止めを求める事件があった。これらの団体は、当該FTAの交渉がタックスン時代に国民に情報を開示しないまま進められたこと、および暫定議会による審議は民意を代表しているとは言い難いことなどを理由とし、FTAの締結手続は違憲であると主張した。これに対し、中央行政裁判所は当該事件の審理を「権限外」として、訴えを却下した。憲法起草委員だったソムキット教授は、こうした経緯を踏まえて、条約締結手続の違憲審査権限を憲法裁判所に与えるという第190条第6項の規定を起草したと説明する。

すでに第2節で紹介したとおり、条約批准前の段階で政府が議会と協議する例は、他国の条約締結過程でも見受けられる。たとえば、先述したリーゼ

ンフィールドらによる研究のなかで、テンブルマンが紹介したイギリスの条約締結過程における議会での情報開示の事例が挙げられよう (Templeman [1994: 167-171])。しかしながら、タイのように交渉段階で国民による直接的意見表明の機会を法的に義務づける例は多くない。2007年憲法第190条の規定は、条約締結手続の参加者を立法府から直接国民にまで広げることを試みたほかに例をみない事例として位置づけられる。

第4節 2007年憲法下の条約締結制度をめぐる政治過程

1. 憲法改正問題

このような経緯を経て成立した2007年憲法第190条による条約締結制度だが、2年後の2009年には早くも国会で改正を求める声が上がっている。

2009年9月、2007年憲法修正案の一部として、第190条を含む修正憲法草案が国会に提出された。国会ではこの提案を受けて「政治改革および憲法改正調査のための和解委員会」を設置し、同年9月に6点から成る憲法改正案を提示した。そもそも憲法修正というアイデアは、2009年4月に行われた国会議長らの会合の場で、国内の政治対立を解消するための方策として提唱されたものであり、条約締結手続改革の経緯とは文脈を異にしていた。しかし憲法改正6項目提案の中には、第190条第5項が制定を促す施行法のうち「条約締結手続法」の早期制定提案も盛り込まれていた (Khanakammakan samanachan [2009: 40])。憲法改正提案は、解党規定廃止 (委員会報告書第1項目)、選挙区制改革 (同第2項目)、上院議員選出方法の変更 (同第3項目)、兼職禁止規定および公共セクターへの関与禁止規定の廃止 (第5および第6項目) など、国会議員にとって死活的な案件を含んでいた。このため与野党間ばかりでなく連立与党内でも意見は分裂し、2009年10月には憲法改正支持派だった野党タイ貢献党 (プアタイ党) が反対へ転じるなど、タイ政局を左

右する大きな論争に発展した。12月には、連立与党のうちタイ矜持党（プームチャイタイ党）とタイ開発国民党（チャートタイパッター党）が、憲法第190条の改正とともに、下院議員の選出方法を定める第165条の改正を含む新たな案を提出する。これに対し、連立与党の支柱である民主党は、2党による提案への反対を表明した¹²⁾。最終的に、2010年2月3日に民主党を除く連立5党は、憲法第190条および下院議員の選出に関する第94条の改正案を102人の所属下院議員の署名を添えて下院議長宛に提出した。

こうした過程を経て議会へ提出されたのは、下院議員102名による改正案のほか、タックシン支持派の反政府団体である「反独裁民主主義統一戦線」（UDD）の指導者が提出した「人民版草案」、民主党を中心とした内閣による「政府版草案」を加えた3案であった。2010年11月23日に上下院合同会議での第一読会で審議が行われた結果、政府案のみが受理され、具体的な改憲草案として第二読会にかけられることとなった。表1は、現行の2007年憲法第190条と政府版草案を比較したものである。

政府版草案による改正の要点は2つある。ひとつは、国会承認条約の種類に関するもの、いまひとつは憲法裁判所による司法審査の対象に関するものである。すでに第3節で述べたとおり、現行の2007年憲法では、領土変更に加え、経済社会の安定、マクロ経済運営に関わる条約が国会承認必須と定められていた。それが政府版草案第2項では、領土および主権を有する領域の変更に関する条約に限定されている。その他の条約については、施行法すなわち「条約締結手続法」を定め、それに従って国会承認を必要とするかどうかを判断するという限定的な条件になった（政府案第3項）。また一方で、憲法裁判所の司法審査対象は経済社会、財政に影響を及ぼしうる条約に限定されている（同第7項）。

以上の経緯をまとめると、以下のようなだろう。2007年憲法第190条は国会承認条約の範囲を広範に設定し、条約締結過程において立法府がより大きな役割を果たすよう定めた。同時に、同条は憲法裁判所に条約の司法審査権限を与えることで、行政府の恣意的な条約締結を抑止することを狙っていた。

表1 2007年憲法190条改正案の比較

	2007年憲法	政府提出改正案
第1項	国王大権（平和協定、講和条約、その他）	国王大権（平和協定、講和条約、その他）
第2項	国会承認条約の種類 a. 領土、主権領域の変更、 b. 国内立法を伴う条約 c. 経済・社会的安定に影響を及ぼすか、国の貿易、投資、予算を拘束する条約	国会承認条約の種類 領土、主権領域の変更、 国内立法を伴う条約
第3項	国会承認条約の締結手続き 締結前の国民への情報提供と意見を聴取。 内容と交渉枠組を国会へ説明。	個別法に従い国会承認を得るべき条約の定義 経済・社会的安定に広範な影響を及ぼす条約 国の貿易、投資、予算を拘束する条約
第4項	国会承認条約署名・批准前の手続 条約の詳細を国民へ開示 条約の影響を受ける国民への保障	第3項にある条約の締結手続き 締結前の国民への情報提供と意見を聴取。 内容と交渉枠組を国会へ説明。
第5項	国会承認条約の交渉および締結手続、および第2項cの条約で影響を受けた国民への保障にかんする法律の制定。	第3項にある条約の署名・批准前の手続 条約の詳細を国民へ開示 条約の影響を受ける国民への保障
第6項	憲法裁判所による国会承認条約の違憲審査	第3項に定めた条約の種類、交渉枠組み、締結手続、方法、および第3項の条約で影響を受けた国民への保障にかんする法律の制定
第7項	—	第3項に定めた条約に問題があった場合、それが国会承認を要する条約かどうかの判断を憲法裁が行う

（出所） Sapha phutaenratsadon [2010] より筆者作成。

一方で、2010年の政府による憲法修正案は、国会承認条約の範囲、および憲法裁の審査対象となる条約の範囲をより具体的かつ限定的に定めている。こうした変化は、一見、2007年憲法が立法府と司法府に与えた権限を制限することを意図しているようにみえる。次項ではこうした変化の契機となった事

件とその後の経緯をたどることで、第190条改正の動機と狙いを考察することとしたい。

2. プレア・ヴィヒア寺院事件の影響

2008年5月、タイとカンボジア両国の外相は、両国国境地帯にある遺跡プレア・ヴィヒア (Preah Vihear) 寺院に関する共同声明を発表した。声明のなかで、両政府はカンボジア政府が世界遺産としてユネスコに申請すること、およびそれをタイが支持すること、そしてそれが両国の国境確定作業には影響しないことの3点での合意を確認している。プレア・ヴィヒア寺院遺跡は、1962年の国際司法裁判所判決に基づいてカンボジア領とみなされており、タイ側は領有権の主張を留保したままの状態になっていた。ところが2008年6月、タイ国会上下両院の議員228名が、当該声明は憲法第190条第2項に違反の疑いありとして、国会議長を通じタイ憲法裁判所の判断を求める意見書を提出した。憲法裁判所は、2007年憲法第190条および154条に従って共同声明について審理を開始し、7月8日に判決を下した。

憲法裁判所の審理は、① カンボジア・タイの共同声明が条約 (nang sue sanya) に該当するかどうか、② 条約に該当したとして国会承認条約にあたるかどうか、という点をめぐって行われた。訴えられた側であるノッパドン・パッタマー (Noppadon Pattama) 外相は、① 当該共同声明は条約締結の意図はなく、協議の結果を記しただけで、文書という形で合意を交わしたわけではない。このため、かかる共同声明を1969年ウィーン条約法条約第2条第1項aの規定に照らして条約ということはできない¹³⁾。② 当該共同声明は、プレア・ヴィヒア寺院周辺領土をカンボジア領とした1962年の国際司法裁判所判決を踏まえており、改めてタイの領土を変更するものとはいえない。したがって、当該共同声明は2007年憲法第190条第2項に定めた国会の承認を必要とする条約とはいえない、と主張した (Jumphot [2009: 257-258])。これに対し、憲法裁判所は「共同声明がいずれかの国の国内法の下にあると

定めなかった時は、(当該共同声明は)国際法の効力のもとに置かれなければならない」(カッコ内は筆者補足)という論理に基づき、当該共同声明を条約であるとの判決を下した(本章末尾の資料を参照)。また、タイ・カンボジア間共同声明が国会承認条約であるか否かという問題について、憲法裁判所は「タイ領土もしくは条約・国際法に基づいてタイ国が主権または権限を行使する領土外の区域の変更をもたらす可能性がある条約については、国会の審議承認を必要とする」との理由から国会審議に付すべき条約に該当するとの見解を示している(憲法裁判所判決6-7/2551)。この判断は、2007年憲法第190条第2項を踏まえたものである。しかしタイの国際法学者は、この憲法裁判判決が「領土変更をもたらす可能性のある条約」にまで国会審議を必要と判断した点について、第190条第2項の拡大解釈であり、行政府の権限を侵犯するものだと批判する(Jumphot [2009: 276])。

2008年の憲法裁判判決を契機に、タイ国内ではブレア・ヴィヒア寺院周辺の領有権を主張する一般市民のデモが勃発した。とりわけ反タックシン運動の急先鋒である市民団体「民主主義のための市民連合」(PAD)は、タックシン政権(2008)の流れをくむ当時のサマック・ストラウエート(Samak Sundravej)政権によるカンボジアとの合意を「領土を売り渡す売国の行為である」として、共同声明を行った両国政府に対し激しい抗議運動を展開した。このためタイとカンボジアの関係は急速に悪化し、ブレア・ヴィヒア寺院周辺で両国軍が衝突する事態に陥った。その後、両国の対立はいったん沈静化し、国境合同委員会による外交交渉を通じた国境確定作業が行われた。しかし対立はその後にも根本的に処理されることはなく、領土紛争はしばしば武力衝突を伴いながら本章執筆現在も続いており、ブレア・ヴィヒア寺院周辺の領有権をめぐるタイ国内での政治対立も解消されていない¹⁴⁾。この事件の結果、カンボジアとの共同声明を行ったノッパドン外相および当時の外務省条約法律局長は、いずれも辞任に追い込まれた。また、憲法裁判所の判決に従った場合、国内法に編入される前のはほすべての国際的合意が国会での審議を必要とするとも解釈できるようになった。一方で、先に触れたように第

190条の施行法である「条約締結手続法案」は、未成立の状態が続いている。つまりプレア・ヴィヒア事件当時から現在に至るまで、タイの国会承認条約の範囲を定めるもっとも具体的な基準は、憲法裁判所の判例のみという状況が続いているのである。

プレア・ヴィヒア事件は、2005年から続くタックシン派と反タックシン派の政治対立の一端として位置づけられるが、そのなかでも本章は、同事件が2007年憲法による条約締結制度を踏まえて起こったものであり、同時に同制度の問題点を浮き彫りにするものであった点に注目する。事件後、外務省条約法律局は条約草案が国会承認を必要とするかどうかについて自分たちで判断することを控え、ほぼすべての草案を国会に提出するようになった¹⁵⁾。実際に官僚が国会へ提出した条約案件数の推移は、データが公開されていないため不明である。しかし、施行法の不在による政策判断の困難や、それにとりまなう日常業務の負担増大を恠惧した官僚らは、まず2009年の施行法早期制定を提案した。

一方で、2007年憲法起草に深く関与した市民団体 FTA ウォッチは、第190条の施行法である「条約締結手続法案」の起草過程でも積極的な関与を試みていた。たとえば、同団体は2007年憲法成立直後に施行法の早期策定を促す署名を外務大臣に手交したほか、独自の草案を作成して国会への提出を試みた¹⁶⁾。結局、FTA ウォッチによる草案が国会で受理されることはなかったが、外務省条約法律局は2010年2月3日に閣議で了承された修正版の施行法案を作成するにあたり、これら市民団体の意見を考慮に入れて起草したと説明する¹⁷⁾。その真偽のほどはさておき、こうした言説は、官僚らにとって市民団体はもはや無視できないほど大きな影響をもっている様子を示している。こうした国会内外からの非官僚アクターからの圧力が増大したことを受け、政府（とくに官僚）は、国会に諮る条約の種類を制限するような憲法修正案を志向したと考えられるのである。

こうした政府の動きが単なる2007年憲法体制以前の状態への復古に留まらず、憲法の施行細則である「条約締結手続法」の立法による制度の具体化に

繋がっている点に留意したい。2010年7月に開催された憲法改正審議小委員会では、官僚よりも法学者が中心となって第190条改正案についての議論を行っている。小委員会では、2007年憲法第190条第2項に掲げた国会承認条約の定義の変更について、施行法である「条約締結手続法」が存在して初めて可能になる、という点を強調した（Khanaanukammakan phihcarana naeothang [2010: 5-6]）。これを受けて、政府版草案でもまた国会承認条約については「個別法」すなわち「条約締結手続法」に従い定義する旨が明記されている（第190条第3項）。「条約締結手続法案」は、現在憲法改正の成立を待っている段階にあり、その内容は公にされていない（2010年5月現在）。しかし、少なくとも現状の締結過程や制度設計の議論をみるかぎり、条約締結過程はもはや政府の独壇場とは言い難いのが現状である。

おわりに

2007年憲法第190条は、「CEO 首相」と称したタックシン元首相のトップダウン型対外政策決定への批判を契機として起草された。第190条挿入の最大の狙いは、それまで行政の専管事項とされてきた条約締結手続に、民意を反映させる制度を組み込むことにあった。そのために、同条は国会承認条約の範囲を拡大し、国民への情報開示を義務づけ、さらに条約の違憲審査権限を憲法裁に与えた。しかし、施行法である「条約締結手続法案」がタイ政局の混乱のために成立しない状態が長く続いている。そうした状況下で、ブレア・ヴィヒア事件を通じて条約締結手続のあり方が問われ、第190条による制度の不備が露呈した。こうした不備を改善するべく、2009年に国会で第190条の修正を含む憲法改正論議が始まり、翌年11月に政府提出の改正案が国会の第一読会を通過した。

以上のように、タイの条約締結手続はまだ試行錯誤の段階にあり、制度として確立したとは言い難い。しかしながら、改革の経緯をみるかぎりでは、

従来の行政府に権限を大きく委ねる制度から、立法と司法、さらに国民の直接参加によるチェック機能強化の方向に大きく転換しつつあることが看取できる。こうした転換を促した最大の契機が、FTAの賛否をめぐるタイ国内での議論であった。FTAは、財やサービスの貿易や投資についての国内制度改革をともなう条約である。2000年代につぎつぎと二国間FTAが発効されると、消費者や農民、NGOはそこから受ける利害を強く認識するようになった。それにもかかわらず、彼らの利害を条約に反映させるための制度が不在であることに人々の意識が集まった。このことから、クーデタとそれにともなう新憲法起草というタイミングに合わせて、条約締結手続を改革する気運が高まったのである。

以上の経緯からは、タイの条約締結手続改革は、法学者や司法関係者が理論的な関心から始めたというよりも、グローバルな経済活動の影響を受けた（あるいは受けるであろうと考えた）消費者や農民、NGOが、法律の専門家を触発しながら推し進めてきた様子が看取できる。また、これらアクターは、立法府を通じた関与だけでなく、国民の直接参加の機会を制度化しようとしている点も特徴的である。タイの条約締結をめぐる問題は、FTA論争を経てはじめて主体や国会承認のあり方などを問う本質的な議論に踏み込み、ハリントンのいう「民主主義的欠陥」の是正を目指す営為の一例として展開しはじめたといえよう。

[付記]

本稿脱稿後、2011年3月4日に公布された憲法改正では政府案に沿った形で第190条が改正された。改正後の変化についての検討は次の機会に委ねたい。

[注] _____

- (1) たとえば、1965年の日韓基本関係条約第5～7条の規定を参照。
- (2) 1975年憲法では、第195条第1項に「国王は、諸外国および国際組織との間

で、平和・停戦条約を締結し、なおかつ他の条約を締結する大権を有する」(下線筆者)という文言が新たに加わり国際組織との条約締結が可能になったが、ほかは従来の規定を継承している。

- (3) 実際に機密性が高いという理由で国会承認を経ず発効した取り決めの例として、1962年3月6日に当時のタナット・コーマン (Thanat Khoman) 外相とデーレン・ラスク (David Dean Rusk) 米国務長官の間で交わされたアメリカ軍によるタイ国内軍事基地利用についての覚書が存在する (Jaturon [1996: 44])。
- (4) ジャトゥロン・タンマサート大学法学部教授の示唆。2010年2月16日に筆者がタンマサート大学法学部で行ったヒアリングに基づく。
- (5) 1991年憲法では、1978年憲法からの唯一の変更点として、「国家主権を有する領域」という文言を「国家管轄権を有する領域」に置き換えている。この変更もまた、国連海洋法会議の展開に影響されて行われたという。ジャトゥロン教授の示唆による。2010年2月16日に筆者がタマサート大学法学部で行ったヒアリングに基づく。
- (6) 外務省条約法局の一等書記官に対し筆者が2010年2月16日に行ったインタビュー。
- (7) 具体的な手続については、2007年憲法第154条を参照。
- (8) その後「条約締結手続法案」は、2010年2月3日に閣議承認を受けて国会に付された。その結果、2011年1月の本章執筆現在も国会での審議を待つ状態である。
- (9) FTA ウォッチのメンバーであるバントゥーン・セータシーロート (Bunthoon Sethasirote) 氏提供による FTA ウォッチ内部資料 “Thalaengkan rueang bot-banyat nai ratthathanun waduai kantham nansuesanya rawang prathet tongyue-nyan lakkan thuangduntruatsop rawang amnat fainitibanyat faiborihan lae phak prachachon phuea fawikrjt thang tanthangsetthakit lae sangkom 9 mesayon 2550” [国際条約締結に関する憲法条文は、社会経済的膠着状態を打開するため、行政・立法と国民の権力関係を均衡させべきだという件に関する声明文 2550年4月9日] (<http://www.thaingo.org/cgi-bin/content/content3/show.pl?0785>, 2011年2月8日アクセス) を参照。
- (10) バントゥーン氏提供による FTA ウォッチ内部資料 “Rang khong khanakamathikan yokrang matra 186 (19 mesayon 2550), Rang tamkhosanue khong phak prachachon matra 186 (24 mesayon 2550)” [憲法起草議会による憲法草案第186条 (2007年4月19日)、民間代表提出による憲法草案第186条 (2007年4月24日) の比較] を参照。
- (11) 2010年2月18日タンマサート大学法学部学部長室にて、ソムキット教授に対し筆者が行ったヒアリングによる。

- (12) *Bangkok Post*, Jan. 27, 2010.
- (13) タイはウィーン条約を批准していない。しかしながら、1999年に行った国際通貨基金に対しタイ政府が提出した趣意書 (letter of intent) が国会承認条約に当たるかどうかをめぐる行われた憲法裁判所の審理判決で、憲法裁判所は同条約が国際的な慣行として定着しているとの立場をとり、ウィーン条約に従って条約を定義する判決を下した。詳しくは、1999年に行った国際通貨基金に対しタイ政府が提出した趣意書が国会承認条約にあたるかどうかをめぐる憲法裁判所の判決 (憲法裁判所判決11/2542) を参照。
- (14) プレア・ヴィヒア事件の国際的展開については、初鹿野 [2009] を参照した。
- (15) 2010年2月16日タイ外務省条約法局で筆者が行ったインタビューによる。
- (16) FTA Watch ウェブサイト、憲法190条に関するウェブページ記載の記事 “Kamnot anakhod thai yut lok kaphiwat 10,000 cheu ruamsanue kotmai sanya rawang phurathet cabap prachachon” [タイの将来を選択しよう ストップ・グローバリゼーション: 国際条約締結法 (人民版) に1万人の署名] (<http://www.ftawatch.org/node/180782008>年3月13日, 2010年2月10日アクセス) を参照。
- (17) 2010年2月16日に行った外務省条約法律局一等書記官に対するインタビューでの発言。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 青木まき [2008] 「タックシン政権の対外政策——政権の主導によるタイの中進国化——」(玉田芳史・船津鶴代編『タイ政治・行政の変革 1991-2006年』アジア経済研究所 315-348ページ)。
- 河島太朗 [2010] 「【イギリス】2010年憲法改革及び統治法の制定」(『外国の立法』(国立国会図書館) No. 245-1 <http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/02450104.pdf>, 2010年12月1日アクセス)。
- 小林友彦 [2003] 「国際法と国内法の関係を論じる意義——日本の学説の展開に照らして——」(『社会科学研究』(東京大学社会科学研究所) 54巻5号 81-106ページ)。
- 末廣昭 [2000] 「タイ研究の新潮流と経済政策論」(末廣昭・東茂樹編『タイの経済政策——制度・組織・アクター——』アジア経済研究所 3-57ページ)。
- 田中忠 [1991] 「国際法と国内法の関係をめぐる諸学説とその理論的基盤」(広部

和也・田中忠編『国際法と国内法——国際公益の展開—— 山本草二先生還暦記念』勁草書房 31-56ページ。

初鹿野直美 [2009] 「トレンド・リポート プレア・ヴィヒア寺院周辺のカンボジア・タイ国境紛争」(『アジア研ワールド・トレンド』No. 160 1月 26-30ページ)。

柳井俊二 [1991] 「国際法規の形成過程と国内法」(広部和也・田中忠編『国際法と国内法——国際公益の展開—— 山本草二先生還暦記念』勁草書房 83-107ページ)。

山本草二 [1985] 『国際法(新版)』有斐閣。

<外国語文献>

Harrington, Joanna [2005] “Redressing the Democratic Deficit in Treaty Law Making: (Re-) Establishing a Role of Parliament,” *McGill Law Journal*, 50(3), pp.465-509.

Jaturon Thirawat [1996] “Treaty Making Process and Application of Treaties in the Practice of Thailand,” Postgraduate Program, Faculty of Law, Thammasat University.

Jumphot Saisun [2009] *Raingan kansueksa chabap sombun nangsuesanya rawang prathet thi tong dairap khwamhenchop chak ratthasapha* [国会承認条約に関する研究報告完全版], Bangkok: Institute of Constitutional Studies, Office of the Constitutional Court.

Khanakammakansamanachan (Khanakamakaansamanchanphueakanpatirupkanmueang laeueksakankaekhairatthammanun rattasapha / 政治改革・憲法改正検討のための和解委員会) [2009] *Raingan khanakamakan samanachan phuea Kanpatirup Kanmueang lae sueksa kankaekhai ratthathammanun ratthasapha* [政治改革・憲法改正検討のための和解委員会報告書], Bangkok: Office of the National Assembly.

Khanakammathikan wisaman (Khanakammathikan wisaman bantuek chettanarom chot-maihet lae truat raingan kanprachum sapharangratthammanun / 憲法起草議会議事録審査特別委員会) [2008] *Chettanarom ratthathammanun haeng ratchaanachak thai phuttasakkrat 2550* [仏暦2550年タイ王国憲法の狙い], Bangkok: Office of the National Assembly.

Khanaanukammathikan (Khanaanukammathikan krop thi 1 waduai sithi lae seriphap kanmisuanruam khong prachachon lae kankrachaiamnat nai khanakammathikan rang ratthathammanun, sapha ratthathammanun / 憲法起草議会議事録審査特別委員会 権利, 自由, 国民参加, 分権化に関する第1小委員会) [2007] *Raingan kanprachum khanaanukammathikan kropthi1, waduai sithi lae seriphap kanmisuanruam khong prachachon lae kankrachaiamnat nai khanakammathikan yok*

rang rathathamanun, sapha rathathamanun, khrang thi 18 wansuk thi 11prutsaphakhom pho.so. 2550 [憲法起草議会・憲法起草委員会・権利、自由、国民参加、分権化に関する第1小委員会第18回会議報告書2550年5月11日金曜日] (http://ssr.parliament.go.th/index.php?option=com_committee&Itemid=49&task=list&id_party=1, 2010年2月14日アクセス).

Khanaanukammakan phihcarana naeothang (Khanaanukammakan phicharana naeothang kankaekhai rathathammanun tam khosanoe khong khanakanmmakan samanachan phuea kanpatirup kanmueng lae seuksa kankaekhai rathathammanun / 政治改革・憲法改正研究のための和解委員会の提言に基づく憲法改正方針審議小委員会) [2010] *Rabiap wara kanprachum khanaanukammakan phicharana naeothang kankaekhai rathathammanun tam khosanoe khong khanakanmmakan samanachan phuea kanpatirup kanmueng lae sueksa kankaekhai rathathammanun, khrang thi 2/2553, wanchan 5 karakhadakhom 2553* [政治改革・憲法改正検討のための和解委員会の提言による憲法改正審議小委員会議事録 2553年7月5日金曜日].

Krom sonthisanya laekotmai krasuangkantang pathet (外務省条約法律局) [2004] *Khumue kanthamsonthisanya* [条約締結の手引き], Bangkok: Department of Treaty, Ministry of Foreign Affairs.

Record [1932] *Ekasan kanphicharana rang rathathammanun 10 thanwakom 2475* [憲法草案審議文書1932年12月10日], Bangkok: Sun sueksa kanpatthanaprachathipatai, Mahawitthayalai thammasat (Center for the Study on Democracy Development, Thammasat University).

Riesenfeld, Stefan A., and Frederick M. Abbott, eds. [1994] *Parliamentary Participation in the making and Operation of Treaties: A Comprehensive Study*, Dordrecht: Martinus Nijhoff Publishers.

Samnakkammathikan 3 (Samnak kammathikan 3 samnakngan lekhatthikan satpha phuthaenratsadon/ 下院事務総裁室第3審議会) [2008] *Tarang khwamtektang rathathammanun haeng ratchaanachak thai phutthasakkarat 2540 kap phutthasakkarat 2550* [仏暦2540年憲法および仏暦2550年憲法の相違対照表], Bangkok: Office of the National Assembly.

Saphaphuthaenratsadon (Samnakngan lekhatthikan sapha phuthaenratsadon / 下院事務総裁室) [2010] *Ekasan prakop kanphicharana, rang rathathammanun haeng ratchaanachak thai kaekhai phoemtoem (chabap thi ...) phutthasakkarat ..., O.P. 28/2553, kanprachum ruamkan khong rathasapha samai prachum saman niti-banyat* [仏暦...年タイ王国憲法(第...版)改正草案審議文書:立法通常会両院合同会議第28/2553] (http://library2.parliament.go.th/giventake/content_sapa/apl-spa028-2553.pdf, 2010年12月15日アクセス).

- Sawasdikan (Sawasdikansamnaknganlekhatikanratthasapha / 国会事務局事務総裁室 福利厚生) [1988] *Ratthathammanun haeng ratchaanachak thai phuthasakkarat 2521 phrom duay kanphicharana khong sapha nitibanyat haeng chat* [仏暦2521年 タイ王国憲法と国家立法議會審議], Bangkok.
- Templeman, The Right Honourable The Lord [1994] “Treaty-Making and British Parliament,” in Riesenfeld and Abbott eds. [1994: 153-176].
- Visoot Tuvayanond [1990] *Application of International Law in Thailand*, Bangkok: Ministry of Foreign Affairs.

<法令等>

ウィーン条約法条約。

日本国憲法。

日韓基本関係条約。

1932年サヤーム王国憲法。

1949年タイ王国憲法。

1968年タイ王国憲法。

1978年タイ王国憲法。

1991年タイ王国憲法。

1995年改正1991年憲法。

1997年タイ王国憲法。

2007年タイ王国憲法。

憲法裁判所判決6-7/2551 「国会議長および下院議長により送付された、タイ・カンボジア外相が2008年6月18日に交わした共同声明が憲法第190条のいう国会の審議に付すべき条約に該当するかどうかについて、憲法裁判所の判断を要請する上下院議員の意見書に対する憲法裁判所判決」2008年7月8日付。

憲法裁判所判決11/2542 「国会議長により送付された、政府が国際通貨基金へ資金および技術的援助を要請する趣意書が、1997年憲法第224条第2項の定める国会審議を要する条約に該当するか否かについて、憲法裁判所の判断を仰ぐ意見書に対する憲法裁判所判決」1999年5月25日付。

資料

タイ・カンボジア外相が2008年6月18日に交わした 共同声明についての憲法裁判所判決（憲法裁判所判決6-7/2551）

当該共同声明が2007年憲法第190条の定める「条約」に該当するか否かについて

憲法第190条で規定する「条約」(nangseu sanya)という言葉は、タイと諸外国・国際機関の間で交わされたあらゆる種類の合意をさす。単一の文書によるものであるか関連するふたつ以上の文書によるものであるかを問わず、また名称のいかんを問わない。その意味するところは、1969年ウィーン条約第2条1項aにある「treaty」、または憲法裁判所判決11/2542⁽¹⁾および33/2543⁽²⁾にすでに定めたものと同様である。

2007年6月18日に交わされたタイ・カンボジア二国間共同声明は、両国の条約締結権を有する者による、書面による、国と国との間の行為によって構成されている。通常、法的効力をもたせることを意図しない共同声明は、署名する必要がない。しかし、当該共同声明で、タイ側は外務大臣を署名者としている。そのほかに領土の共同管理のための計画を策定するという両者の法的義務関係(phanthakarani)を審査するに、かかる共同声明は法的効果を生じさせることを意図している。したがって、当該共同声明は、両者がそれぞれ相互に権利を留保した国際的合意の要件に該当する。

かかる共同声明がいずれかの国の国内法の下にあると定めなかった時は、(当該共同声明は——筆者補足)国際法の効力のもとに置かれなければならない。

また、かかる共同声明が、合意を交わす権利をもった者同士の会議における合意事項を記した覚書である場合、(この声明によって——筆者補足)タイとカンボジア両国を拘束することができるが、(かかる共同声明は——筆者補足)国家間での合意を交わす国際会議の形式をとっており、両国をそれぞれ

代表する権限を有した者が共同声明に記された6つの項目について合意している。これらの理由を以て、かかる共同声明はタイ王国憲法第190条が定める条約としての要件を満たしている。

(筆者訳)

[訳注] _____

- (1) 1999年に行った、国際通貨基金に対しタイ政府が提出した趣意書が国会承認条約にあたるかどうかをめぐる憲法裁判所の判決文。
- (2) 2000年に行った、生物の多様性条約への署名をめぐる憲法裁判所での審議。